

<電気のご契約のご案内> お申込み前に、必ずご確認ください!!（裏面もあります）

電気事業法にもとづき当社の供給条件等について、ご説明いたします。

九電みらいエナジー株式会社とお客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・一般送配電事業者の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます）の定めるところによります。詳細な内容（託送約款等は除く）は、当社HP（<https://www.q-mirai.co.jp>）でもご確認くださいませ。



● 料金プランのご紹介（1年間の使用状況等をふまえ、ご希望の料金プランを選択ください）

北海道エリア

JALでんきB

- ・契約電流：30～60アンペア
- ・契約電流決定方法：アンペアブレーカー

区 分		単位	単価（税込）
基本料金	30アンペア	1 契約	1,207円80銭
	40アンペア		1,610円40銭
	50アンペア		2,013円00銭
	60アンペア		2,415円60銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh	35円33銭
	120kWh超過280kWhまで		41円62銭
	280kWh超過分		45円34銭

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

JALでんきC

- ・契約容量：6kVA以上
- ・契約容量決定方法：契約主開閉器※

区 分		単位	単価（税込）
基本料金		1 kVA	402円60銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh	35円33銭
	120kWh超過280kWhまで		41円62銭
	280kWh超過分		45円34銭

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

東北エリア

JALでんきB

- ・契約電流：30～60アンペア
- ・契約電流決定方法：アンペアブレーカー

区 分		単位	単価（税込）
基本料金	30アンペア	1 契約	1,108円80銭
	40アンペア		1,478円40銭
	50アンペア		1,848円00銭
	60アンペア		2,217円60銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh	29円60銭
	120kWh超過300kWhまで		36円35銭
	300kWh超過分		40円30銭

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

JALでんきC

- ・契約容量：6kVA以上
- ・契約容量決定方法：契約主開閉器※

区 分		単位	単価（税込）
基本料金		1 kVA	369円60銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh	29円60銭
	120kWh超過300kWhまで		36円35銭
	300kWh超過分		40円30銭

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

● 電気料金の算定方法（北海道エリア、東北エリア）

電気料金

=

基本料金

+

電力量料金

燃料費調整額（注1）

+

再エネ賦課金（注2）

電力量
料金単価

×

ひと月の
ご使用量

±

燃料費
調整単価

×

ひと月の
ご使用量

+

再エネ
賦課金単価

×

ひと月の
ご使用量

（注1）火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。毎月変動しますので、最新の単価、至近の推移に関しては当社HPにてご確認ください。単価の計算方法を含む詳細に関しては別紙「燃料費調整等の考え方」に記載しております。なお、燃料費調整（離島ユニバーサル調整を除く）には上限の設定がございません。

（注2）再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取ることが義務付けられました。再生可能エネルギー電源で発電される電気を買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

（注3）お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、検針の結果等を紙面により郵送する場合がございます。
この場合、郵送サービス料金（税込110円／1契約）を電気料金とあわせてお支払いいただきます。

（注4）ひと月のご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。

<JALでんきについての注意事項>

- ◆ 電気料金（消費税等相当額、再エネ賦課金、延滞利息および郵送サービス料を除く）100円につき3マイルを積算します。
- ◆ ご契約開始日を起算日として1年経過した翌々月までに、1契約につき1,000マイルを積算します。
- ◆ マイルの積算は、JALマイレージバンク会員で、かつ、電気のご契約者ご本人さまに限りま。
- ◆ お申込みは個人名義のお客さまに限りま。法人名義のお客さまはお申込みができません。

● 料金プランのご紹介（1年間の使用状況等をふまえ、ご希望の料金プランを選択ください）

中部エリア			
JALでんきB			
・契約電流：30～60アンペア ・契約電流決定方法：アンペアブレーカー			
JALでんきC			
・契約容量：6kVA以上 ・契約容量決定方法：契約主開閉器※			
区 分		単位	単価（税込）
基本料金	30アンペア	1 契約	963円42銭
	40アンペア		1,284円56銭
	50アンペア		1,605円70銭
	60アンペア		1,926円84銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh	21円18銭
	120kWh超過300kWhまで		25円65銭
	300kWh超過分		28円60銭

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

北陸エリア			
JALでんきB			
・契約電流：30～60アンペア ・契約電流決定方法：アンペアブレーカー			
JALでんきC			
・契約容量：6kVA以上 ・契約容量決定方法：契約主開閉器※			
区 分		単位	単価（税込）
基本料金	30アンペア	1 契約	907円50銭
	40アンペア		1,210円00銭
	50アンペア		1,512円50銭
	60アンペア		1,815円00銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh	30円84銭
	120kWh超過300kWhまで		34円73銭
	300kWh超過分		36円44銭

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

● 電気料金の算定方法（中部エリア、北陸エリア）

電気料金

=

基本料金

+

電力量料金単価 × ひと月のご使用量

±

燃料費調整単価 × ひと月のご使用量

+

再エネ賦課金（注2）

再エネ賦課金単価 × ひと月のご使用量

- （注1）火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。毎月変動しますので、最新の単価、至近の推移に関しては当社HPにてご確認ください。単価の計算方法を含む詳細に関しては別紙「燃料費調整等の考え方」に記載しております。なお、燃料費調整には上限の設定がありません。
- （注2）再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買収することが義務付けられました。再生可能エネルギー電源で発電される電気の買収に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。
- （注3）お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、検針の結果等を紙面により郵送する場合がございます。
この場合、郵送サービス料金（税込110円／1契約）を電気料金とあわせてお支払いいただきます。
- （注4）ひと月のご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。

＜JALでんきについての注意事項＞

- ◆ 電気料金（消費税等相当額、再エネ賦課金、延滞利息および郵送サービス料を除く）100円につき3マイルを積算します。
- ◆ ご契約開始日を起算日として1年経過した翌々月までに、1契約につき1,000マイルを積算します。
- ◆ マイルの積算は、JALマイレージバンク会員で、かつ、電気のご契約者ご本人さまに限ります。
- ◆ お申込みは個人名義のお客さまに限ります。法人名義のお客さまはお申込みができません。

● 料金プランのご紹介（1年間の使用状況等をふまえ、ご希望の料金プランを選択ください）

関西エリア

JALでんきB

・最大需要容量
：使用する最大容量6kVA未満

区 分	単位	単価（税込）
最低料金	最初の15kWhまで	1 契約 522円58銭
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1 kWh 20円19銭
	120kWh超過300kWhまで	
	300kWh超過分	

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

中国エリア

JALでんきB

・最大需要容量
：使用する最大容量6kVA未満

区 分	単位	単価（税込）
最低料金	最初の15kWhまで	1 契約 759円68銭
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1 kWh 32円73銭
	120kWh超過300kWhまで	
	300kWh超過分	

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

四国エリア

JALでんきB

・最大需要容量
：使用する最大容量6kVA未満

区 分	単位	単価（税込）
最低料金	最初の11kWhまで	1 契約 666円89銭
電力量料金	11kWh超過120kWhまで	1 kWh 30円63銭
	120kWh超過300kWhまで	
	300kWh超過分	

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

JALでんきC

・契約容量：6 kVA以上
・契約容量決定方法：契約主開閉器※

区 分	単位	単価（税込）
基本料金	1 kVA 447円21銭	
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh 17円79銭
	120kWh超過300kWhまで	
	300kWh超過分	

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

JALでんきC

・契約容量：6 kVA以上
・契約容量決定方法：契約主開閉器※

区 分	単位	単価（税込）
基本料金	1 kVA 447円97銭	
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh 30円04銭
	120kWh超過300kWhまで	
	300kWh超過分	

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

JALでんきC

・契約容量：6 kVA以上
・契約容量決定方法：契約主開閉器※

区 分	単位	単価（税込）
基本料金	1 kVA 397円10銭	
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWh 27円23銭
	120kWh超過300kWhまで	
	300kWh超過分	

※負荷設備の容量等を基準として協議によって定める場合があります。

<JALでんきについての注意事項>

- ◆ 電気料金（消費税等相当額、再エネ賦課金、延滞利息および郵送サービス料を除く）100円につき3マイルを積算します。
- ◆ ご契約開始日を起算日として1年経過した翌々月までに、1契約につき1,000マイルを積算します。
- ◆ マイルの積算は、JALマイレージバンク会員で、かつ、電気のご契約者ご本人さまに限りです。
- ◆ お申込みは個人名義のお客さまに限りです。法人名義のお客さまはお申込みができません。

● 電気料金の算定方法（関西エリア、中国エリア、四国エリア）

(JALでんきB)

電気料金

=

最低料金

+

電力量料金

電力量
料金単価 × 最低料金
超過分の
ご使用量

±

燃料費調整額（注1）

+

再エネ賦課金（注2）

（注1）火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。
毎月変動しますので、最新の単価、至近の推移に関しては当社HPにてご確認ください。
単価の計算方法を含む詳細に関しては別紙「燃料費調整等の考え方」に記載しております。
なお、燃料費調整（離島ユニバーサル調整※1を除く）には上限の設定がございません。
※1 離島ユニバーサル調整は中国エリアのみ実施いたします。
燃料費調整額は下記の計算式にて算定いたします。
燃料費調整額 = （最低料金分の燃料費調整単価）+（最低料金超過分の燃料費調整単価×最低料金超過分ご使用量）

（注2）再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された 電気を買取ることが義務付けられました。
再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。
なお、再エネ賦課金は下記の計算式にて算定いたします。
再エネ賦課金 = （最低料金分の再エネ賦課金単価）+（最低料金超過分の再エネ賦課金単価×最低料金超過分ご使用量）

（注3）お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、検針の結果等を紙面により郵送する場合がございます。
この場合、郵送サービス料金（税込110円／1 契約）を電気料金とあわせてお支払いいただきます。

(JALでんきC)

電気料金

=

基本料金

+

電力量料金

電力量
料金単価 × ひと月の
ご使用量

±

燃料費調整額（注1）

燃料費
調整単価 × ひと月の
ご使用量

+

再エネ賦課金（注2）

再エネ
賦課金単価 × ひと月の
ご使用量

（注1）火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。
毎月変動しますので、最新の単価、至近の推移に関しては当社HPにてご確認ください。
単価の計算方法を含む詳細に関しては別紙「燃料費調整等の考え方」に記載しております。
なお、燃料費調整（離島ユニバーサル調整※1を除く）には上限の設定がございません。
※1 離島ユニバーサル調整は中国エリアのみ実施いたします。

（注2）再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された 電気を買取ることが義務付けられました。
再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

（注3）お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、検針の結果等を紙面により郵送する場合がございます。
この場合、郵送サービス料金（税込110円／1 契約）を電気料金とあわせてお支払いいただきます。

（注4）ひと月のご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします。

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読み下さい）

ご使用の開始 （需給開始日）	需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。 ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらかじめ協議させていただきます。 なお、料金は、需給開始日から適用いたします。
契約期間	料金適用開始の日からその日が属する年度の末日までといたします。 （年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます）
契約更新	契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。 この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
電気供給条件・需給契約条件の変更	当社は、契約期間中であっても、電気供給条件および需給契約条件を変更する場合がございます。この場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。 なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。 お客さまは変更に興議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。
お支払方法	毎月の電気料金のお支払いは、原則として、お客さまのクレジットカードによりお支払いいただきます。
解約に関する事項	当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や電気供給条件または需給契約条件に反した場合等には、需給契約を解約することがございます。 キャンペーン適用でお申込みいただく場合、キャンペーン毎に契約期間や解約に伴う精算金等の特別な条件が付される場合がございます。お客さまは、当社の広告やホームページ等でご確認ください。
信用情報の第三者提供	お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を当社が他の小売電気事業者へお知らせすることにあらかじめ同意していただきます。
需要場所への立入りのお願い	一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等は、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがございます。 また、当社による契約主開閉器の確認や電気の使用用途の確認等のため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがございます。
小売電気事業者の切替にともなう注意事項	小売電気事業者の切替によりご契約を開始されるお客さまにつきましては、切替前の小売電気事業者との契約を解約することにより、以下のような不利益事項が発生する場合がございますので、あらかじめご確認のうえお申込みください。 ・契約期間中の解約にともなう違約金発生（複数年契約等の場合） ・各社発行ポイントの失効 ・継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア ・過去電力使用量に関する切替前の小売電気事業者への照会不可
その他	電気事業法にもとづき、ご契約締結後、ご契約内容についてお知らせいたします。

《電気料金の算定期間》

- ☐ 算定期間は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款における計量期間等（原則として、前月の計量日※から当月の計量日※の前日までの期間）といたします。
この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該料金プランの料金を適用して算定いたします。
※ 計量日は、お客さまによって異なります。
- ☐ ご契約開始やご契約廃止、または、ご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

《使用電力量の計量方法等》

- ☐ 使用電力量は、原則、スマートメーター（自動検針：現地訪問不要）により計量するものとし、ひと月の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を合計した値といたします。
- ☐ 計量器の故障等により、使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。
- ☐ 一般送配電事業者による検針の結果につきましては、原則として、当社会員サイト『みらいサイト』によりお客さまにお知らせいたします。

《お支払期日・延滞利息》

- ☐ 電気料金の支払義務発生日は、原則、一般送配電事業者による検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。
- ☐ 電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。

ただし、電気料金をクレジットカードにて支払われる場合で、当社の都合により料金が支払期日を経過して立て替えられたときは、延滞利息を申し受けません。

《工事費等》

- ☐ 当社は、お客さまへの電気の供給にともない、当社が託送約款等にもとづく工事費負担金等の支払いを要することとなった場合には、その全額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
 - ☐ 当社は、お客さまの需給開始後の需給契約の消滅または変更によって、当社が託送約款等にもとづく工事費等の精算を要することとなった場合には、需給契約の消滅または変更の日にその工事費等の全額をお客さまに精算していただきます。
- ※ 原則として、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みによりお支払いいただけます。
（お支払いにともなう費用は、お客さまのご負担といたします）

《その他費用》

- ☐ 電気工作物の改変等によって電気を不正に使用した場合は、お客さまから違約金を申し受けることがございます。
- ☐ お客さまが故意または過失によりその需要場所内の電気工作物等を損傷・亡失したことで、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、お客さまにその賠償に要する金額をお支払いいただきます。

《その他》

- ☐ お客さまへ供給する電圧は100Vまたは200Vとし、周波数は東日本50Hz/西日本60Hzといたします。
- ☐ 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。
- ☐ 一般送配電事業者による供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の使用を制限もしくは中止していただくことがございます。
- ☐ 当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合や一般送配電事業者による接続供給の停止または電気の使用を制限した場合等は、お客さまの受けた損害についての賠償等の責めを負いません。（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除きます）

《託送約款等の遵守事項》

- ☐ 電気の供給地点は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備の接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。
なお、引込線や計量器等の施設場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- ☐ 電気のご使用にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等にご協力していただきます。
- ☐ 需要場所の負荷の力率は、原則として、90%以上に保持していただきます。
- ☐ お客さまが、引込線や計量器等の異状または故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。
なお、一般送配電事業者から委託を受けたものが、ご家庭等にお伺いし、電気設備の調査・点検を行っていただきますので、その際はご協力をお願いいたします。
- ☐ 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- ☐ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合等により他のお客さまの電気の使用を妨害するおそれがある場合や一般送配電事業者または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。
- ☐ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等には、一般送配電事業者により電気の供給を停止することがございます。
なお、その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。
- ☐ その他、託送約款等に定める需要者に関する事項を遵守していただきます。

《お問い合わせ先》

【受付時間】 月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時

小売電気事業者登録番号 A0193

九電みらいエナジー株式会社

住所：福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号
KMGビル

TEL：0120-0910-17

※ 停電時の一般送配電事業者の連絡先は、左記時間外でも、
電話（自動音声案内）または当社HPにてご確認ください。

- ☐ ご契約開始やご契約廃止、ご契約内容の変更、その他お申込みは、当社HP・電話等にて承っております。
- ☐ 契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社にお申込みいただけます。
- ☐ 当社HPはこちら：<https://www.q-mirai.co.jp>

《特定商取引法（通信販売）に基づく表記について》

（役務提供事業者について）

- | | |
|-----------|--|
| 1 事業者名 | 九電みらいエナジー株式会社 |
| 2 代表者 | 代表取締役社長 水町 豊 |
| 3 本社所在地 | 〒810-0022
福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル |
| 4 お問い合わせ先 | 営業本部 電話番号：0120-0910-17 |

（役務の提供について）

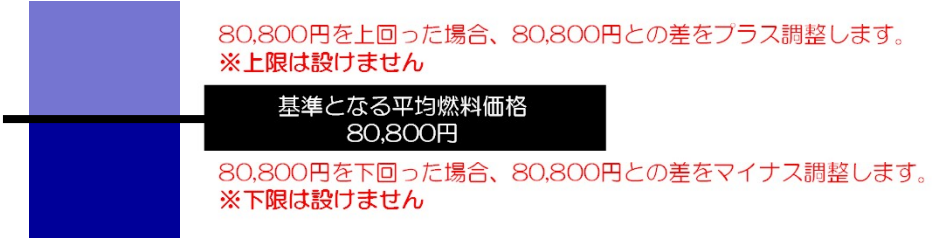
- | | |
|---------|---|
| 1 役務の対価 | 料金プランごとに設定。電気料金単価・燃料費調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の詳細については、当社HPを参照ください。 |
| 2 支払方法 | 原則、クレジットカード払い |
| 3 支払期日 | 原則、毎月の検針日の翌日から起算して30日目の日 |
| 4 提供時期 | お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 |
| 5 提供地域 | 北海道エリア（北海道）
東北エリア（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県及び新潟県）
中部エリア（愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）及び長野県）
北陸エリア（富山県、石川県、福井県（一部を除きます）及び岐阜県の一部）
関西エリア（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部及び三重県の一部）
中国エリア（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部及び愛媛県の一部）
四国エリア（徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）及び愛媛県（一部を除きます）
※ただし、上記地域であってもお住まいの地域や建物によっては、販売対象外となる場合がございます。 |
| 6 その他 | <ul style="list-style-type: none">○ ご契約の開始またはご契約の変更に伴い、配電設備の工事等が必要な場合は、電気供給条件および需給契約条件にもとづき工事費等をご負担いただく場合がございます。○ 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。○ あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できなかった場合や一般送配電事業者による接続供給の停止または電気の使用を制限した場合等は、お客さまの受けた損害についての賠償等の責めを負いません。
（その原因が当社の責めとなる理由による場合は除きます）○ 電気の性質上、返品はできません。○ その他、上記に記載のない事項については、電気供給条件および需給契約条件を参照ください。 |

北海道エリア

燃料費調整制度

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が、基準となる平均燃料価格（80,800円/kℓ）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の平均燃料価格（円/kℓ・100円単位）



＜燃料費調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

$$\begin{aligned} & \text{※1} \\ & (\text{平均燃料価格} - 80,800\text{円}) \times \frac{0.173}{1,000} \quad \text{※2} \\ & \text{※1} \\ & (80,800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{0.173}{1,000} \quad \text{※2} \end{aligned}$$

※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）

- A：平均燃料価格算定期間における1ℓあたりの平均原油価格
B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 α ：0.1874
 β ：0.0899
 γ ：1.0036
- α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数
（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

※2 0.173（円/kWh）：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価
〔基準単価〕 への影響額

離島ユニバーサルサービス調整制度

一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さまにご負担いただくための制度です。3か月間の離島平均燃料価格が、基準となる離島平均燃料価格（79,300円/kℓ・託送料金の前提となっている原油換算燃料価格）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の離島平均燃料価格（円/kℓ・100円単位）



＜離島ユニバーサルサービス調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

$$\begin{aligned} & \text{※1} \\ & (\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{0.001}{1,000} \quad \text{※2} \\ & \text{※1} \\ & (79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{0.001}{1,000} \quad \text{※2} \end{aligned}$$

※1 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）

- A：離島平均燃料価格算定期間における1ℓあたりの平均原油価格
B：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
C：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 α ：1.0000
 β ：0.0000
 γ ：0.0000
- α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数
（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

※2 0.001（円/kWh）：離島平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価
〔離島基準単価〕 への影響額

東北エリア

燃料費調整制度

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が、基準となる平均燃料価格（83,500円/kℓ）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の平均燃料価格（円/kℓ・100円単位）



＜燃料費調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

$$\begin{aligned} & \text{（平均燃料価格} - 83,500\text{円）} \times \frac{0.197}{1,000} \\ & \text{（} 83,500\text{円} - \text{平均燃料価格）} \times \frac{0.197}{1,000} \end{aligned}$$

※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）

- A：平均燃料価格算定期間における1ℓあたりの平均原油価格
 - B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
 - C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 - α ：0.0259
 - β ：0.2563
 - γ ：0.8915
- α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

※2 0.197（円/kWh）：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価〔基準単価〕への影響額

離島ユニバーサルサービス調整制度

一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さまにご負担いただくための制度です。3か月間の離島平均燃料価格が、基準となる離島平均燃料価格（79,300円/kℓ・託送料金の前提となっている原油換算燃料価格）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の離島平均燃料価格（円/kℓ・100円単位）



＜離島ユニバーサルサービス調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

$$\begin{aligned} & \text{（離島平均燃料価格} - 79,300\text{円）} \times \frac{0.001}{1,000} \\ & \text{（} 79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格）} \times \frac{0.001}{1,000} \end{aligned}$$

※1 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）

- A：離島平均燃料価格算定期間における1ℓあたりの平均原油価格
 - B：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
 - C：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 - α ：1.0000
 - β ：0.0000
 - γ ：0.0000
- α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

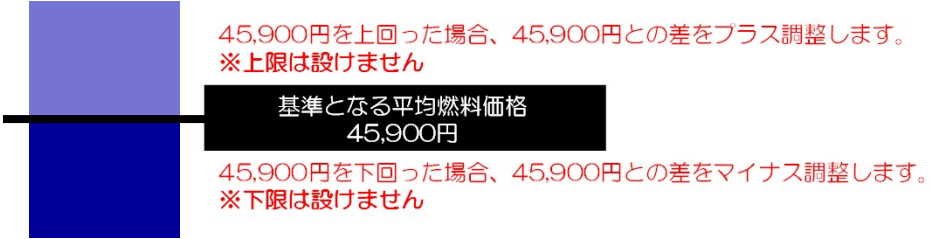
※2 0.001（円/kWh）：離島平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価〔離島基準単価〕への影響額

中部エリア

燃料費調整制度

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が、基準となる平均燃料価格（45,900円/kℓ）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の平均燃料価格（円/kℓ・100円単位）



＜燃料費調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

$$\begin{aligned} & \text{（平均燃料価格} - 45,900\text{円）} \times \frac{0.233}{1,000} \\ & \text{（} 45,900\text{円} - \text{平均燃料価格）} \times \frac{0.233}{1,000} \end{aligned}$$

※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）
A：平均燃料価格算定期間における1ℓあたりの平均原油価格
B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 α ：0.0275
 β ：0.4792
 γ ：0.4275
 α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

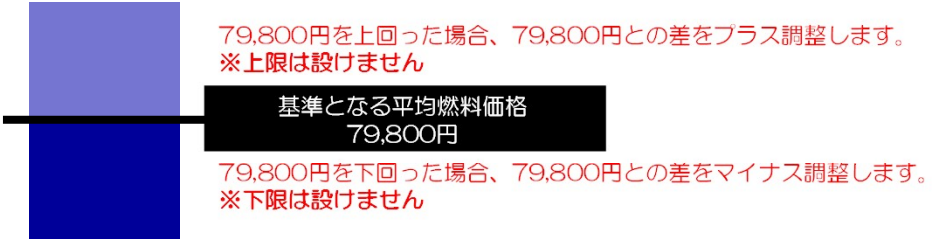
※2 0.233（円/kWh）：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価〔基準単価〕への影響額

北陸エリア

燃料費調整制度

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が、基準となる平均燃料価格（79,800円/kℓ）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の平均燃料価格（円/kℓ・100円単位）



＜燃料費調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

$$\begin{aligned} & \text{（平均燃料価格} - 79,800\text{円）} \times \frac{0.165}{1,000} \\ & \text{（} 79,800\text{円} - \text{平均燃料価格）} \times \frac{0.165}{1,000} \end{aligned}$$

※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）
A：平均燃料価格算定期間における1ℓあたりの平均原油価格
B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 α ：0.0415
 β ：0.0745
 γ ：1.2499
 α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

※2 0.165（円/kWh）：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価〔基準単価〕への影響額

関西エリア

燃料費調整制度

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が、基準となる平均燃料価格（27,100円/kℓ）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の平均燃料価格（円/kℓ・100円単位）



※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）
A：平均燃料価格算定期間における1ℓあたりの平均原油価格
B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 α ：0.0140
 β ：0.3483
 γ ：0.7227
 α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

＜燃料費調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

〔最低料金〕
 $\frac{(\text{平均燃料価格} - 27,100\text{円}) \times \frac{2.475}{1,000}}{1,000}$

〔電力量料金〕
 $\frac{(\text{平均燃料価格} - 27,100\text{円}) \times \frac{0.165}{1,000}}{1,000}$

〔最低料金〕
 $\frac{(27,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2.475}{1,000}}{1,000}$

〔電力量料金〕
 $\frac{(27,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{0.165}{1,000}}{1,000}$

※2 2.475（円）：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金への影響額〔最低料金に係る基準単価〕
※3 0.165（円/kWh）：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価への影響額〔最低料金に係る基準単価〕

四国エリア

燃料費調整制度

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が、基準となる平均燃料価格（80,000円/kℓ）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の平均燃料価格（円/kℓ・100円単位）



※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）
A：平均燃料価格算定期間における1ℓあたりの平均原油価格
B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 α ：0.0875
 β ：0.0770
 γ ：1.1770
 α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

＜燃料費調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

〔最低料金〕
 $\frac{(\text{平均燃料価格} - 80,000\text{円}) \times \frac{1.694}{1,000}}{1,000}$

〔電力量料金〕
 $\frac{(\text{平均燃料価格} - 80,000\text{円}) \times \frac{0.154}{1,000}}{1,000}$

〔最低料金〕
 $\frac{(80,000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{1.694}{1,000}}{1,000}$

〔電力量料金〕
 $\frac{(80,000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{0.154}{1,000}}{1,000}$

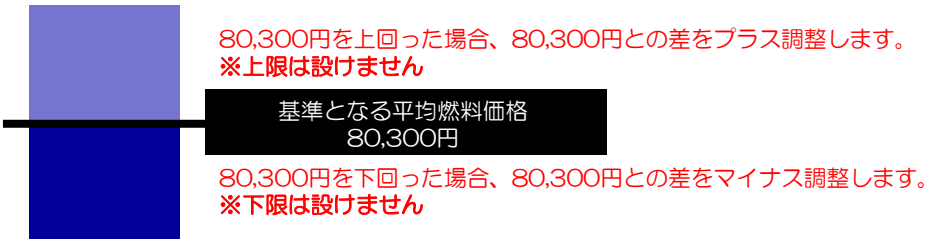
※2 1.694（円）：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金への影響額〔最低料金に係る基準単価〕
※3 0.154（円/kWh）：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価への影響額〔最低料金に係る基準単価〕

中国エリア

燃料費調整制度

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が、基準となる平均燃料価格（80,300円/kl）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の平均燃料価格（円/kl・100円単位）



※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）

- A：平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格
B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 α ：0.0406
 β ：0.0992
 γ ：1.1994
- α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数
（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

＜燃料費調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

〔最低料金〕
$$\left(\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{円} \right) \times \frac{3.185}{1,000}$$

〔電力量料金〕
$$\left(\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{円} \right) \times \frac{0.212}{1,000}$$

〔最低料金〕
$$\left(80,300 \text{円} - \text{平均燃料価格} \right) \times \frac{3.185}{1,000}$$

〔電力量料金〕
$$\left(27,100 \text{円} - \text{平均燃料価格} \right) \times \frac{0.212}{1,000}$$

※2 3.185（円）：平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金への影響額
〔最低料金に係る基準単価〕

※3 0.212（円/kWh）：平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
〔電力量料金に係る基準単価〕

離島ユニバーサルサービス調整制度

一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さまにご負担いただくための制度です。3か月間の離島平均燃料価格が、基準となる離島平均燃料価格（79,300円/kl・託送料金の前提となっている原油換算燃料価格）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。

3か月間の離島平均燃料価格（円/kl・100円単位）



※1 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ （100円未満四捨五入）

- A：離島平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格
B：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
C：離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格
 α ：1.0000
 β ：0.0000
 γ ：0.0000
- α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数
（原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値）

＜離島ユニバーサルサービス調整単価の算定式＞ ※小数点以下第3位で四捨五入

〔最低料金〕
$$\left(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円} \right) \times \frac{0.017}{1,000}$$

〔電力量料金〕
$$\left(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円} \right) \times \frac{0.001}{1,000}$$

〔最低料金〕
$$\left(79,300 \text{円} - \text{離島平均燃料価格} \right) \times \frac{0.017}{1,000}$$

〔電力量料金〕
$$\left(79,300 \text{円} - \text{離島平均燃料価格} \right) \times \frac{0.001}{1,000}$$

※2 0.017（円）：離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金への影響額
〔最低料金に係る離島基準単価〕

※3 0.001（円/kWh）：離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
〔電力量料金に係る離島基準単価〕